

海老名市障がい者雇用促進奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者の雇用の安定と促進を図るため、市内の中小企業事業主に対し、障がい者雇用促進奨励補助金（以下「補助金」という。）を海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に規定するもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号から第6号までに規定されている者をいう。
- (2) 中小企業事業主 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、支社、支店、分工場その他これらに準ずる事業所であつて、従業員を雇用している者をいう。
- (3) 常用雇用 中小企業事業主が、当該障がい者を雇用保険に加入させ一定期間雇用することをいう。

(交付の対象者等)

第3条 補助金の交付の対象者は、障がい者を雇用する中小企業事業主とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする際、現に市内で継続して事業を営んでいること。
- (2) 障がい者を6月以上、かつ、週20時間以上常用雇用していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に規定する当該各号に定める額とする。

- (1) 市内在住障がい者の常用雇用者1人につき 5万円
- (2) 市外在住障がい者の常用雇用者1人につき 4万円

2 前項各号の規定にかかわらず、当該障がい者を常用雇用した企業において初めて常用雇用した場合の補助金の額については、10万円とする。この場合において、当該同一企業（系列企業等を含む。）内での職場変更又は再雇用については第1項各号の規定を準用する。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市障がい者雇用促進奨励補助金交付申請書（第1号様式）並びに障がい者雇用状況報告書（第2号様式）に、次に掲げる必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1） 身体障がい者手帳、療育手帳若しくは精神障がい者保健福祉手帳の写し又は当該障がい者であることを証明する書類

（2） 当該障がい者に係る雇用保険被保険者証の写し

（補助金の交付基準等）

第6条 補助金の交付の基準等は次に掲げるとおりとする。

（1） 補助金の交付は毎年10月に、市の広報紙等に掲載する方法により募集を行うものとする。

（2） 補助金の交付に関する審査は、毎年10月1日（以下「基準日」という。）現在の雇用状況により行うものとし、当該年度の10月1日以後に係る審査を含む補助金の申請については、翌年度に行う予定の補助金の交付対象とする。

（交付の決定及び交付）

第7条 市長は、第5条の申請を受理した場合は、内容を審査し、決定の適否を決定し、適当と認めるときは、障がい者雇用促進奨励補助金交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は前項に規定する補助金の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により交付

を受けたものと認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。ただし、第4条第1項ただし書きの規定は、昭和55年4月以降に雇用された者に係わるものから適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。